

八百津町告示第63号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人の状況、遺留品その他本人の認識に必要な事項を告示する。

令和7年12月17日

八百津町長 金子 政則



記

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～30代の男性、身長約174センチ、やせ型、着衣は白色Tシャツ、黒色長ズボン、黒色パンツ、黒色靴下、黒色スニーカー、所持品は現金8万3,098円、肩掛けカバン、長財布

上記の者は、令和7年10月2日午後1時1分頃、岐阜県加茂郡八百津町久田見地内、国道418号新旅足橋下旅足川河川内にて多発外傷による死体で発見されたもので、死亡日は令和7年10月2日午前1時24分頃と推定される。遺体は身元不明のため、八百津町が令和7年12月17日に火葬に付し、遺骨は当町大仙寺に安置しました。お心当たりの方は、当町健康福祉課までお申し出ください。